

## 議員

金沢市議会は、議員44人で構成されています。

議員の任期は4年で、今回の選挙による新たな議員の任期は平成3年5月2日～平成7年5月1日となっています。

## 議長・副議長

議長と副議長は、議員の中から選挙されます。

議長は、市議会を代表し、議事の整理、議場の秩序保持など、一般の議員と異なる職務、権限を有します。

副議長は、議長が欠けたときや病気などの事故があるときに、議長に代わってその職務を行います。

## 市議会の権限

市議会には、市民の代表として、十分な活動ができるように、多くの権限が与えられています。

主なものは、次のとおりです。

### 議決

市議会の最も基本的な権限で、条例、予算などの重要な問題を決定します。

### 選挙・同意

議長、副議長や選挙管理委員などを選挙したり、市長が助役、収入役などを選任するときに、同意を与えます。

### 検査・監査・調査

市政が適正に行われているか監視するため、市の事務を検査したり、監査委員に監査を求めることができ、また、特定の事項を調査し、関係人の出頭、証言及び記録の提出を請求することができます。

### 意見書の提出

市の公益に関する事項について、国や県の関係機関に意見書を提出します。

### 請願、陳情の受理等

市民から提出された請願、陳情を受理、審査し、議会で採択された請願や陳情は、市長などに送付し、その実現を図ります。



## 金沢市民憲章

金沢を愛するわたしたちは、兼六園の四季のいろどり、犀川・浅野川の清い流れ、山や街の豊かな緑、かおり高い伝統文化を誇りとし、希望と活力にみちたはたらき基盤と、創造性あふれる教育・文化の華さくまちづくりにつとめます。

1. ひ ら こ う 世界と未来に 心 の 窓 を
1. め ざ そ う いきいきと明るい くらしの創造を
1. ま も ろ う 美しい心と ふるさとの自然を
1. つ な ご う みんなの力で まちづくりの手を
1. き ず こ う 個性ゆたかな あずの金沢を

## 議会の傍聴のご案内

あなたも、一度、議会を傍聴してみませんか。  
会期中の本会議を傍聴したい方は、市庁舎7階の議会の傍聴受付にお越しください。

## 金沢市議会事務局

〒920 金沢市広坂1丁目1番1号 市庁舎6階

- |                    |         |
|--------------------|---------|
| 議会の傍聴に関すること……総務課   | 20-2388 |
| 請願、陳情に関すること……議事調査課 | 20-2392 |
| 議会だよりに関すること……議事調査課 | 20-2393 |

ご存じですか！

わたしたちの  
市議会



金沢市議会

# 市議会の運営

私たちのまちをより良いまちにいくために、自分たちの市政を市民の皆さんの意思と責任により進めることが、地方自治の原則です。

しかし、現実には、市民全員が集い、市政について、協議し、決定することはできません。

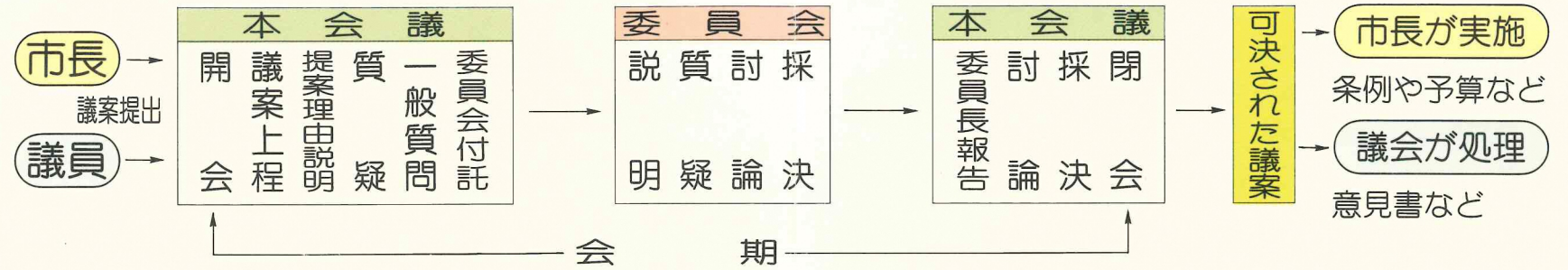
そこで、私たちが選んだ代表者（市長・市議会議員）により進められることとなります。

市長は市政を執行するための条例や予算を市議会に提案し、市議会は市の実情や住民の意思を尊重し、私たちの金沢市としての意思を決めることとなります。

市議会には、年4回（3月、6月、9月、12月）定期的に開く定例会と、必要に応じて開く臨時会があり、いずれも市長が招集します。

定例会や臨時会は、一定の会期を定め、その期間中に本会議や委員会を開いて議案の審議などを行います。

通常、議案など次のような手順により処理されます。



## 本会議

本会議は、議員全員で、議案などを審議し、議会の最終意思を決定するために開かれる会議です。

議員が市政全般にわたって意見を述べたり、質問したりする一般質問も、この本会議で行われます。

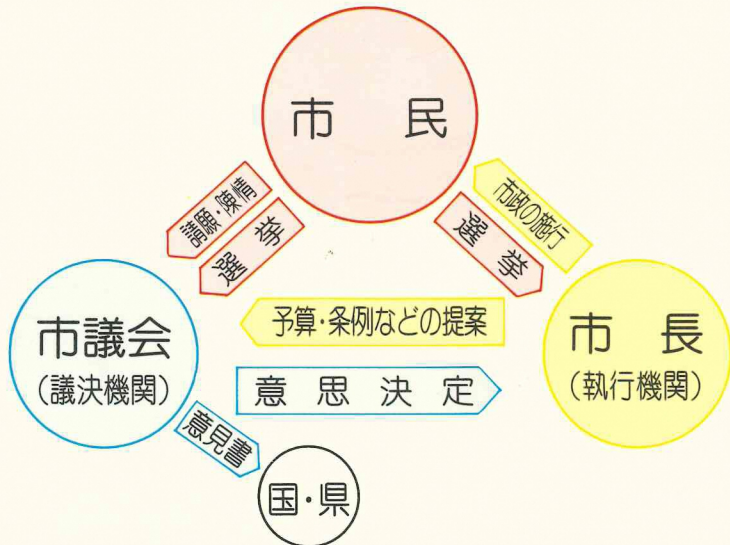
## 委員会

議案などを専門的、効率的に審査するため、議会の下審査機関として設置されるもので、常任委員会と特別委員会とがあります。

常任委員会

常設のもので、金沢市議会には下記のとおり5つの常任委員会があります。議員は、いずれか1つの常任委員会に所属します。

# 各常任委員会と担当するしごと



## 総務



市政の総合企画、財政、市税、国際親善、交通、市民相談、消防など

## 経済



商工、農林、観光、中央卸売市場、ガス、水道など

## 厚生



福祉、環境、保健所、国民健康保険、国民年金、市立病院など

## 建設



道路、河川、公園、下水道、住宅、再開発など

## 文教



小中学校、生涯学習、スポーツ、文化、図書館、美術工芸大学など

特別委員会

必要に応じ、特定の事項を審査、調査するために設置されるものです。本市では、毎年、決算を審査するための特別委員会が設置されています。